2012年

新春 どうそ 満

議員活動報告



発行責任者 道祖 満 飯塚市鯰田2525-44 TEL25-3280:22-9323



飯塚市議会議員

どうそ道祖

潚

e-mail:m.douso@fmwu.or.jp

平成24年(西暦2012年)新春のお慶びを申し上げます。

皆様おかれましては、新たなるお気持ちで新年をお迎えのことと存じ上げます。

昨年は、3月11日に発生した東日本大震災、ギリシャの財政悪化、タイの大水害など、国内外で社会不安が多く発生致しましたが、今年は平穏に過ごせる一年であることを年初に願っています。

また、皆様には昨年4月24日に行われました飯塚市議会議員選挙では、多大なる ご支援を頂き心から感謝申し上げます。

今年も皆様のご意見を飯塚市政に反映させるため一生懸命頑張って参る所存です。

飯塚市では、市内12地区全てに平成24年度中に「まちづくり協議会」発足に向けて取り組みが行われていますが、これに合わせて「自治基本条例」の制定が必要であると考えています。

昨年の6月市議会での一般質問への 答弁では、「まちづくり協議会」の全地 区の発足に合わせて、この条例の制定 に向けて努力するとの答弁がありまし たが、市の積極的な取組み姿勢が見ら れません。平成23年度予算には、市 民向け学習会等の費用として47万6 千円が計上されていますが、未だに開 催されていません。(今年も、昨年に 引続きこの「自治基本条例」制定に向



けて積極的に取組んで行く考えです。)(津田厚生労働政務官と参議院議員会館にて)

今年もご支援をよろしくお願い致します。

平成23年12月定例市議会報告

平成23年12月定例市議会が、11月30日から12月20日まで開催されました。

今回の定例市議会では、閉会中に行われた平成22年度決算特別委員会と各常任委員会の委員長報告と、13件の条例について、「平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」、「平成23年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」等の14件の各会計補正予算について、旧穂波地区の7個所の自治公民館敷地を地元自治会に無償譲渡する財産譲渡について7件と、津原保育所園舎を社会法人に無償譲渡する財産譲渡について、滞納給食費の支払いを求める訴訟12件の専決処分の承認について、請願2件について審議が行われました。

「平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」の主な内容は、退職者増加による職員人件費の減2億9639万1千円、不在期間発生による議員報酬減2418万2千円、将来の公債費に備えて減債基金積立金増10億3705万6千円、障がい者自立支援給付金増1億244万円、市外保育所(広域入所)運営費増2400万7千円、扶助費(生活保護費)増2968万6千円、新規常用従業員増による企業立地推進補助金増1540万円、等で5億1504万2千円を補正し総額594億1123万円となっています。

可決された条例は、次の通りです。

人事院の勧告に基づいて職員給与等を減額するための、「飯塚市職員に関する条例等 の一部を改正する条例」

地方税法の改正に伴い個人の住民に関し改正を行うための、「飯塚市税条例の一部を 改正する条例」

飯塚市立鎮西保育所を平成25年度から民営化するための、「飯塚市立保育所条例の 一部を改正する条例」

体育施設に関する8条例を統合するとともに使用料・利用料金を平成24年度から 改定するための、「飯塚市体育施設条例」

スポーツ基本法の施行に伴い関係規定の整備をするため、「飯塚市立学校施設の目的 外使用に関する条例の一部を改正する条例」

個人情報の漏えいについて罰則の対象行為・対象者の見直しを行い厳罰化するための、「飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市情報公開条例の一部を改正する条例」

スポーツ基本法の施行に伴い体育指導員をスポーツ推進委員と名称を変更するための、「飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例」 航空写真図の写しに係る手数料を1件500円とし平成24年4月1日より施行するための、「飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」

災害
災害
早慰金等の支給に関する法律の改正に伴い、支給対象者となる遺族の範囲を平成23年3月11日以降から拡大するための、「飯塚市災害
早慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例」

介護保険法の改正に伴う関係規定の整備するための、「飯塚市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例」

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴う関係規定の整備をするための、「飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」

家庭用廃棄物不燃ごみ専用指定袋(小)10枚200円を新たに追加するための、「飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」

体育施設の種類別に1時間単位の利用料金を統一する利用料金の改定するための、 「飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」

非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う関係規定の整備の ための、「飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」

放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の対象学年を3年生から4年生までと見直すことと、現行午後6時までの利用時間を、延長料金を午後6時30分まで月500円、午後7時まで月1000円と定め利用時間の延長を新設するための、「飯塚市放課後児童健全育成事業実施時用例の一部を改正する条例」(この時間延長については、これまで利用児童の保護者の雇用環境を考慮して延長するように一般質問等で要望して来ていましたが、今回、要望が条例化されました。)

「庁舎建設特別委員会」設置

今回の市議会では、老朽化した飯塚市役所庁舎について市長の諮問「庁舎問題検討委員会」から、平成23年11月15日中間報告で「建て替えが望ましい」との答申が出ていることと、平成24年3月末までには、庁舎の位置、規模等の最終答申が出されるため、市議会でも、この問題に取り組むため11人の委員で構成された「庁

舎建設特別委員会」が設置され、わたしも委員に選出されました。

現在の庁舎は、昭和39年4月 から供用開始から47年が経過し 外壁面のモルタルの剥離、内部床 面のたわみ等の老朽化が進んでい ます。



「飯塚市公共施設等のあり方に関する

第二次実施計画」に関連して一般質問実施

「小学校大規模改造と地区公民館の複合化について」

現在、市内12地区に「まちづくり協議会」を平成24年度中の発足を目指して取り組んでいますが、「まちづくり協議会」の活動拠点は、何処を考えているのか、「まちづくり協議会」の活動内容は、どの様な活動になるのか改めて質しました。

これに対しての答弁は、「まちづくり協議会」の活動拠点は、地区公民館となり、地域の課題のへの取り組みを行っていくものと考えているとのことでした。

現在の地区公民館の利用状況は、どの様になっているのか。今後の「まちづくり協議会」の公民館の利用を考えると、現在の公民館では手狭な所が出てくるのではないのかと質すとともに、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画(平成23年3月作成)」では、地区公民館についての見直し方向が示されているが、各公民館の見直しの方向については、頴田公民館を除いて全て平成23年度未までに決定するとなっているが、現時点までの各公民館の見直し状況はどうなっているのか。また、この中で、「菰田公民館、飯塚東公民館及び鯰田公民館は、老朽化が進んでいることから、該当する小学校の大規模改造工事等の実施予定年度を踏まえた中で、小学校と複合化するのか、現在位置において耐震補強工事等を行うのかなど、地域住民や関係団体等の意見を聞きながら検討を行い、平成23年度末までに決定する。」となっているが、当該公民館に関係する小学校の大規模改造計画は、どうなっているのか。この地区の公民館については、小学校との複合化はどうなっているのか。質しました。

これに対しての答弁は、教育委員会内部で地区公民館整備計画の素案を策定して、市の関係各課等内部での協議調整中である。小学校の大規模改造計画については、飯塚東小学校は、現在設計を行っており、平成24・25年度での2ヶ年で工事を計画、菰田小学校と鯰田小学校は、平成24年度に設計を行い平成25・26年度の2ヶ年で工事を計画している。地区公民館との複合化は、敷地面積が足りないため見送らざるを終えないと考えている。とのことでした。

複合化が難しいとするならば、どの様に検討していくのか。素案を作成教育委員会内部で作成しているとの答弁であるが、この間、地域住民、関係団体の意見をどの様に聞いたのか。と質しました。

これに対しての答弁は、飯塚東小学校の大規模改造計画は現在設計を行っているが、 地域住民、関係団体の意見等は聞いていない、教育委員会の判断で行っている。

市議会の所管委員会に対しても経過報告等は行っていないとのことでした。

(他の地区においても地域住民・関係団体等の意見を聞いた形跡はありません。)

行政が、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次計画」を作成し、市民に提示し 市民の意見を聞くことを前提に事業を推進すると言いながら、市民の意見を聞かずに 行政自らが勝手に事業を進めていくことは、問題であることを指摘し、速やかに地域 住民等関係者に説明会等を実施して取り組むように要望致しました。

\$\text{\$\

これに対して、教育長から「地域住民の意見を聞かずに事業を進めたことに対して は陳謝する、今後は地元住民の意見を聞き事業を進めて行く。」との答弁がありました。 「小中学校の再編(統合)による廃校の利用について」

小中学校の「再編(統合)に伴い、存続する学校では、老朽化による改築(建替え)工事や新たな立地場所での新築工事等により多額の財政支出を伴うことから、廃校後の学校跡地については、地域のまちづくりに支障が生じないような利活用を行う民間事業者等に譲渡(売却)することを原則としますが、廃校後の学校施設を含めて他の公共施設の配置状況等を鑑みて検討を行うことや、郊外の地域においては、今後更に過疎化、高齢化が進むことが予想されることから、地域特性や実情を踏まえた中で、地域の活性化が促進出来るような利活用策についての検討を地域住民の意見を聞きながら行います。」と、廃校後の用地、施設の利活用についての考えが示されていますが、改めて対象となる学校は何処なのか、また、何時から廃校となるのか。改めて質しました。

これに対しての答弁は、計画の中で統合の結果7校が学校施設としての役割を終える。内訳は、飯塚第一中学校に統合が予定されている、菰田・飯塚第3中学校が平成26年3月末に、施設一体型の小中一貫校建設に伴い、鎮西・穂波東中学校、目尾・蓮台寺・潤野小学校が平成28年3月末に役割を終える予定である。この他に幸袋中学校、幸袋小学校、平恒小学校、楽市小学校は、新たな学校建設候補地に含まれており、建設地になれば存続するが、ならなかった学校については平成28年3月末をもって学校施設としての役割を終える予定である。とのことでした。

地域のまちづくりに支障が生じないような利活用を行う民間事業者とはどの様なものを考えているのか。他の公共施設の配置状況等を鑑みて検討を行うこととは何なのか具体的な考えを示す様に質しました。

これに対しての答弁は、廃校後の跡地利用については、市内部で検討を行っているが、廃止施設については現状による有償譲渡(売却)を原則として検討している。とのことでした。

現時点で対象となる地域住民の意見を聞いているのか。と質しました。

これに対しての、答弁は、現在は市内部で検討を行っているところで、地域住民の 意見は聞いていない。との答弁でした。 文部科学省では、「余裕教室・廃校施設の有効活用」について考え方を示していますが、その中で、廃校施設については、「学校施設は、地域住民に取っての身近な公共施設であり、またその校舎などは地域のシンボル的存在である場合が多く、廃校となった後も出来るだけ地域のコミュニティの拠点として活かすことが重要であると考えます。直近の調査の結果、平成23年5月1日現在で平成14年度以降の廃校については、建物が現存するもののうち、約70%が活用されていると報告されています。」とあります。また、今回の調査の結果によると、廃校後に公民館・生涯学習センター等として594件活用されています。

\$\text{\$\

市においては、小学校の大規模改造、公民館の見直し(建て替え)、小・中学校の廃校後の活用について、それぞれ行政担当は異なって各自が各々業務に携わって支障が無いが、地域のまちづくりには各公共施設は一体のものであり、その在り方次第では、地域のまちづくりに大きく影響を与えるものであると考えるので、市が自ら作成した計画に従い、地域の住民・関係団体の意見を聞くことが大事であることを指摘致しました。

経済建設委員会報告

「オートレース場に関して」

経済建設委員会では、オートレース場の運営について所管していますが、飯塚市以外に設ける場外車券発売所設置の進捗状況について報告がありました。

この場外車券発売所については平成23年6月には、鹿児島南九州市の川辺に開設予定でありましたが、東日本大震災の影響等で開設に至っていません。市の説明では、平成24年4月30日までの工事完工届けが出ているが、開設時期については未定であるとのことです。(佐賀県小城市に予定している場外車券発売所については、警察協議等を行っているとのことですが、南九州市の開設が遅れると、小城市の開設にも影響を及ぼす可能性が考えられるので、南九州市に何時開設できるのか確認を行う様に要望致しました。)

「JR立岩踏切の改良について」

経済建設委員会では、市道の整備について所管していますが、わたしが、平成20年9月定例市議会の一般質問で要望した、JR立岩踏切の改良について、その後の取り組みについて質しました。

この踏切は自動車が1台通る幅しかなく、飯塚高校、近畿大学附属高校の生徒達の 通学時には、自動車を避けて線路内を歩くことが多く見られ、安全上問題があること を指摘し市に改良に取り組むことを要望していました。この際の答弁では、改良に取 り組むとのことでしたが、今回の委員会での答弁では、業務引き継ぎがされていない

ため」R九州との協議が行われていないとのことでした。今後、早急に内部協議を行い」R九州との協議を進めたいとの答弁でした。(質疑の中で、現在」R九州と市の間自治会入り口の道路整備の際、整備が出来なかった愛宕踏切の取り付け部分についての改良について協議中であると報告がありました。)

\$\text{\$\

「市保有林の活用について」

経済建設委員会では、農林についても所管していますが、市の保有している森林に何本の木があり、その活用計画について質しましたが、木の本数は約49万本あるがこの使用についての計画は無いとのことでした。今後何時どの様に活用するのか考えをまとめる様に要望致しました。

鯰田地区豪雨災害の対策進む

鯰田地区では、平成15年・21年・22年と豪雨による災害を大きく受けましたが、昨年から具体的な工事に取り組むとともに、平成24年度から取り組む計画図が出来上がり、平成27年度までに全て完了させる予定です。

平成22年度、

鯰田上坂ため池改良工事完了 (オートレース場横、貯水量約10000t増)

鯰田上坂第2ため池改良工事完了(オートレース場横、貯水量約10000t増)

鯰田黒切ため池改良工事完了 (オートレース場横、貯水量 約5000 増)

浦田第一雨水幹線整備工事着工 (疫神社前から安全タクシー間の椎ノ木川改良工事計画長954,0mの内、平成22年度37,1m施工、平成23年度45,7m施工中、引き続き平成27年度完了予定)

平成23年度、

市民公園調整池新設第一工事着工(長寿の森横広場、貯水量約1000t新設)

市民公園調整池新設第二工事着工(陸上競技場前駐車場、貯水量約1500t新設)

市民公園調整池新設第三工事着工(愛宕団地入口駐車場、貯水量約2100t新設)

平成24年度以降着工27年度完了予定

愛宕調整池新設事業(JR浦田駅から愛宕踏切間線路横、貯水量約3000t新設) オートレース場調整池新設事業(オートレース場駐車場内、貯水量約3000t新設) 鯰田小学校調整池新設工事(運動場内、貯水量約300t新設)

総田井手ノ上用排水路整備工事(鯰田小学校横県道から鯰田工業団地入口を経て栗尾地内片岡クレーン間の用排水路改良工事、計画長2400m)

平成22年に市と一緒に国道交通省に合併特例債の適用拡大の要望陳情活動を行いましたが、その結果として要望が認められ、合併特例債の使用期限である平成27年度までに各事業を行うことになりました。

津田弥太郎厚生労働政務官と意見交換

平成23年11月11日、津田弥太郎厚生労働政務官と参議院議員会館で、TPP 等について会談をしました。

会談では、「TPP参加の是非について議論が盛んですが、日本人の知恵として議論が二分する場合は先送りするとの考え方がありますが、野田総理大臣は先送りしないで関係国と協議に入る方針を打ち出しているので、野田内閣の一員として支持をしていく考えです。TPPに関して説明不足、判断材料提供が少ない等の指摘にはしっかり応えていくべきであると考えています。また、完全失業者・潜在失業者は合わせて700万人を超えている状態であることを考えると、厳しい国家財政の状況でありますが来年度予算には雇用対策関係の確保を目指して行きたいと考えています。」とのことでした。

全国市議会議長会研究フォーラムに参加

平成23年10月12日・13日に青森市で全国市議会議長会が主催する研究フォーラムに同僚議員と参加致しました。

「二元代表制と地方議会改革」について増田寛也元総務大臣による基調講演が行われ、その後「地方議会と直接民主主義について」パネルディスカッションが行われ、 二日目には「議会基本条例について」課題討議が行われました。

参加して感じたことは、各地方自治体では、「自己責任」「自己決定」で行政運営が 求められる時代になり、議会の役割が増大しており議会改革を行うことにより市民の 多様な意見を市政に反映させるシステム作りが必要であると感じました。

今回のフォーラムでは、 議会改革を進めるため議 会基本条例を制定し、議 会活動を行っている例が 報告されていました。

わたしは、地域主権改革(地方分権)が進む中では、行政の責務、議会の責務、市民の責務を定めた、自治基本条例の制定が、飯塚市には望ましいと考えています。

